

町県民税の申告が必要な人

平成18年1月1日現在、熊野町内に住所がある人で、次の各項に該当する人は、申告書を提出しなければなりません。ただし、所得税の確定申告をした人は不要です。

- 平成17年中に営業、農業、配当、不動産などの給与以外の所得がある人（20万円以下のとき所得税の確定申告は不要ですが、町県民税は必要です。）
- 平成17年中に退職した人
- 雑損控除、医療費控除、寄付金控除（一定制限有り）などを受けようとしている人
- 熊野町に住所はないが、町内に事務所や家屋敷がある人

《申告に必要なもの》

- ・印鑑
- ・社会保険、生命保険、損害保険などの領収書、支払保険料の証明書
- ・医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書、明細書、保険などで補てんされる金額の明細書
- ・身体障害者手帳又は戦傷病者手帳
- ・源泉徴収票など、各所得（収入）金額の分かるもの
- ・筆記用具、電卓等計算用具

※次の社会保険の支払証明書が必要な人には、次の部署で発行されます。

- 国民健康保険税→住民課
- 介護保険料→福祉課
- 国民年金保険料→広島南社会保険事務所 TEL 253-7710

相談・問合せ先
 税務課・住民課では、次ページ②表の日程で町県民税・国保税の申告の出張会場を設けますので、申告方法やその他分かりにくいこ

①所得税の確定申告書の記載説明会日程

対象地区	相談日	会場	時間
全地区	2月8日(水)	町民会館	9:00~12:00
	9日(木)		13:00~16:00

(注)初日の午前中は大変混雑しますので、他の時間帯をご利用ください。

申告期限間近になりますと税務署の窓口は大変混雑します。また、期限を過ぎて申告されると本税のほかに加算税や延滞税がかかりますので早めにお済ませください。

確定申告でお分かりにならない点は、税務署か税務相談室にお尋ねください。本町では、上表①の日程で説明会を開催しますのでお気軽にご利用ください。

問合せ先
 海田税務署 TEL 823-2131
 税務相談室 TEL 227-8205

役場での申告の受付
 とき 2月16日(水) ~ 3月15日(水)
 (土・日曜日及び3月7~9日を除く。)

受付時間
 午前8時半~11時半
 午後1時~4時半

役場エントランスホール

受付方法
 先着順に整理券をお取りください。ただし、件数が多い場合には早めに締め切る必要がありますので、ご了承ください。また、役場での申告も「自書申告」となっていますので、ご協力をお願いします。

国民健康保険税(国保税)の簡易所得申告は住民課で
 国民健康保険に加入している世帯は、原則として全ての加入世帯員の収入を申

告していただく必要があります。中でも、国保税の簡易所得申告が必要な人は、次のとおりです。

- ①確定申告及び町県民税の申告を必要としない人
- ②遺族年金、障害者年金、福祉年金を受給している人
- ③各種扶助料・各種手当などを受給している人
- ④疫病その他の事情により平成17年中に所得が全くなかった人

《申告に必要なもの》

- ・各所得（収入）の分かるもの（源泉徴収票など）
- ・印鑑

《国保税の軽減》

簡易申告をすることによって、国保税が軽減されることもあります。必ず申告してください。

始まります

確定申告

確定申告の窓口での相談及び受付は、2月16日(水)~3月15日(水)までです。
 【ただし、閉庁日(土・日曜)は行っていません。】

確定申告期限	
所得税	3月15日(水)
贈与税	3月15日(水)
消費税・地方消費税(個人事業者)	3月31日(金)

自分で記載、窓口か郵送等でお早めに提出を!



広島 主税 くん (広島国税局キャラクター)

所得税は、あなた自身が所得金額や税額を計算し納付する申告納税制度をとっており、確定申告は、税金の清算手続きであるとともに、1年間の事業などの総決算です。

事業を営んでいる人はもちろん、サラリーマンの人でも確定申告をしなければならぬ人は、所得金額や税額を正しく計算し、早めに申告と納税をしましょう。

税務署では、納税者の皆さまが自分で確定申告書を記載していただく「自書申告」の定着を図っており、お早めに郵送等又は税務署窓口へ提出してください。

相談会場の開設
 会場 海田税務署
 開催日 2月1日(水)~3月15日(水) (土・日・祝日を除く)
 受付時間 午前8時半~午後4時

広域申告相談センター開設
 会場 メルパルク広島
 3階ギャラリー
 開催日 2月1日(水)~15日(水) (土・日・祝日を除く)
 受付時間 午前9時半~午後4時

インターネットで作成!



国税庁のホームページから所得税の確定申告書、消費税の確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書等が作成でき、プリンタで出力して郵送等により提出できます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
 国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

確定申告が必要な人

- 事業所得（商業、工業、農業、医業などから生ずる所得）や不動産所得（地代、家賃）などがある人で、1年間の所得金額の合計額が、所得控除合計額を超える人
- 土地、建物などを譲渡した人
- サラリーマンで年収が2,000万円を超える、給与以外の所得が20万円を超える、2カ所以上から給与を受ける人など

申告すれば税金が戻る人

- 確定申告をしなくてもよい人でも、次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
- マイホームを住宅ローンなどで取得したとき
 - 多額の医療費を支払ったとき
 - 災害や盗難にあったとき
 - 年の途中で退職し、再就職をしなかった人で、年末調整を受けなかったとき